○別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

別表３　トンネル工事用建設機械

機　　種	摘　　要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下（40.8ＰＳ以上353ＰＳ以下）
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下（40.8ＰＳ以上353ＰＳ以下）

別表４　一般工事用建設機械

機　　種	摘　　要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下（10.2ＰＳ以上353ＰＳ以下）、ラフテレーンクレーン

第１次基準値

対象物質（単位）／出力区分	ＨＣ（g／kW・h）	NOx（g／kW・h）	ＣＯ（g／kW・h）	黒煙（%）
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）による。

２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。

備考）　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機　　種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	Ｐ＜55	102
	55≦Ｐ＜103	105
	103≦Ｐ	105
バックホウ	Ｐ＜55	99
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ＜206	106
	206≦Ｐ	106
ドラグライン クラムシェル	Ｐ＜55	100
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ＜206	107
	206≦Ｐ	107
トラクターショベル	Ｐ＜55	102
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	Ｐ＜55	100
	55≦Ｐ＜103	103
	103≦Ｐ＜206	107
	206≦Ｐ	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	Ｐ＜55	98
	55≦Ｐ＜103	102
	103≦Ｐ	104
アースオーガー	Ｐ＜55	100
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ	107
オールケーシング掘削機	Ｐ＜55	100
	55≦Ｐ＜103	104
	103≦Ｐ＜206	105
	206≦Ｐ	107